

# 日本における審判施策の最新動向

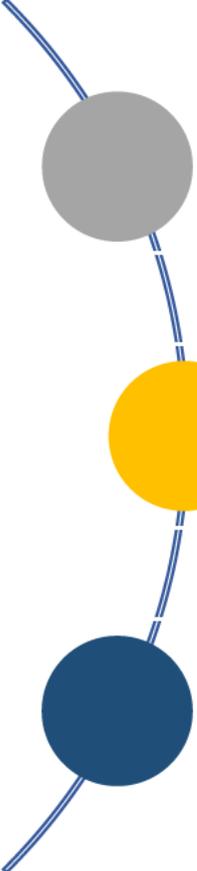
---

2023年10月19日（木）

特許庁審判部長 安田 太



# 審判部門における最近のトピックス



審判統計動向

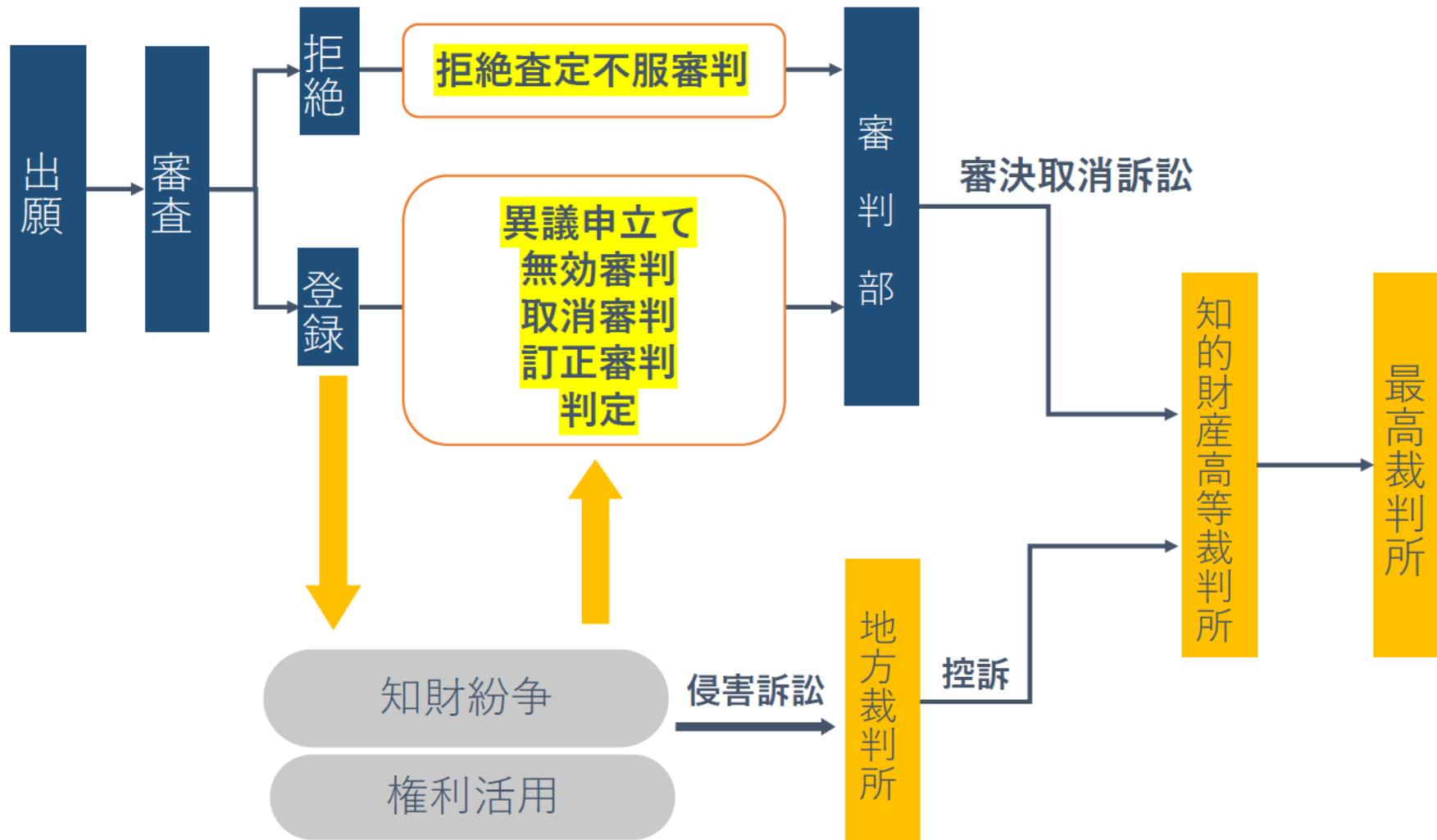
オンライン・デジタル化の推進

運用改善・情報発信・国際連携



## 審判統計動向

# 審判のフロー



# 請求件数規模の比較

高裁  
新受件数  
(出訴率)

■ 特許 19  
■ 意匠 0  
■ 商標 17

■ 特許 69  
■ 意匠 2  
■ 商標 18

■ 特許 6  
■ 商標 2

■ 特許 47  
■ 実用新案 1  
■ 意匠 6  
■ 商標 17

高裁  
新受件数

審判  
請求件数

■ 特許 19,647  
[移管件数 9,128]  
■ 意匠 340  
■ 商標 1,534

■ 特許 310  
■ 意匠 13  
■ 商標 1,297

■ 特許 1,322  
■ 商標 565

■ 特許 118  
■ 実用新案 5  
■ 意匠 9  
■ 商標 66

地裁  
新受件数

審査

特許：審査請求件数  
意匠：登録出願件数  
商標：登録出願件数

■ 特許 233,780  
■ 意匠 31,711  
■ 商標 170,275

拒絶査定不服審判

当事者系

異議申立て

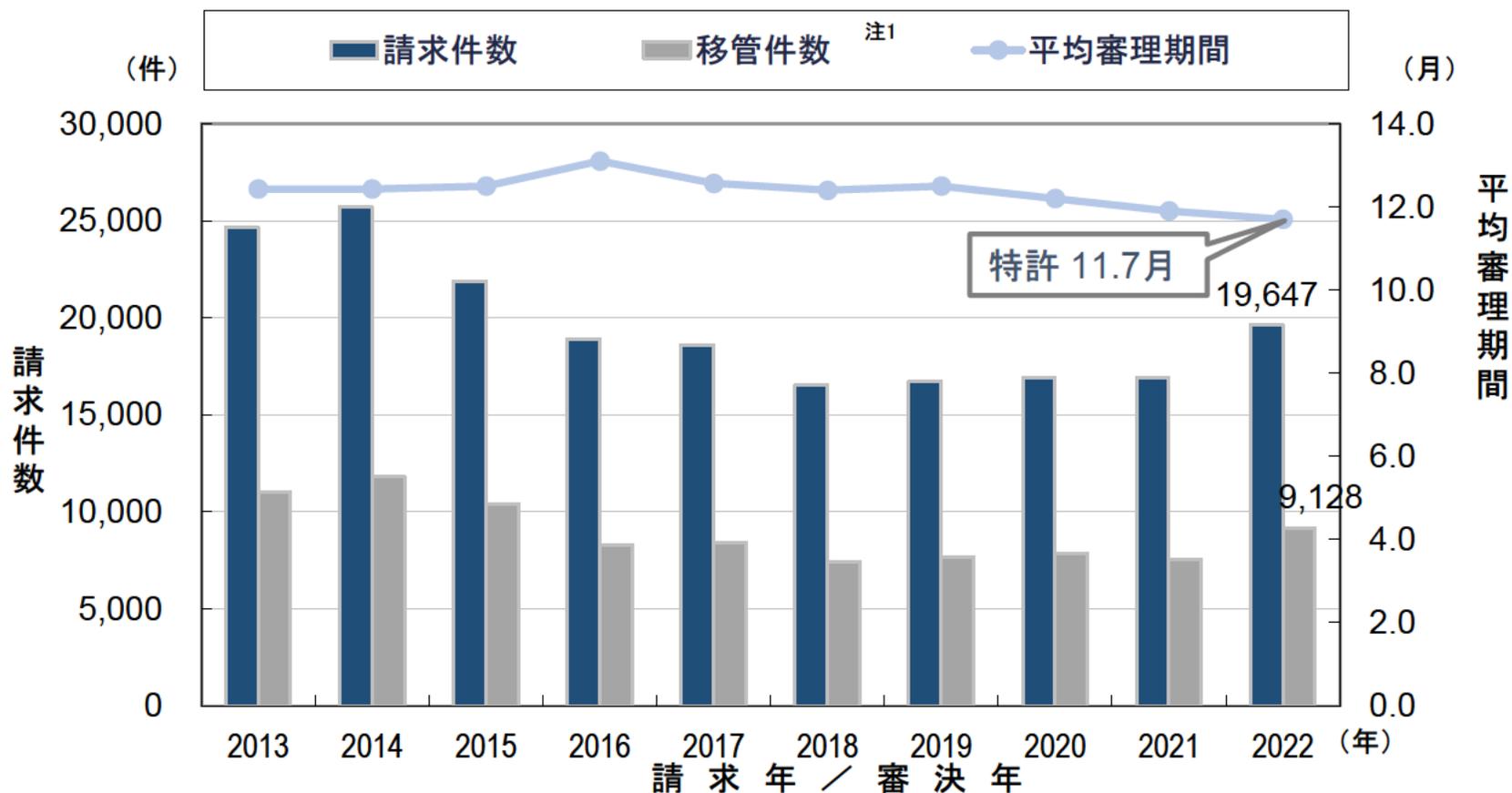
無効 特許 97件 意匠 13件 商標 96件  
訂正 特許 213件  
取消 商標 1201件

知財関係  
民事事件

(出典) 査定系・当事者系・異議申立ての数値は2022年の件数、知財関係民事事件の数値は2021年の件数

# 拒絶査定不服審判 請求件数と審理期間の動向（特許）

- 特許の請求件数は、近年横ばいであったが、約2万件
- 2022年の平均審理期間は11.7月 注2

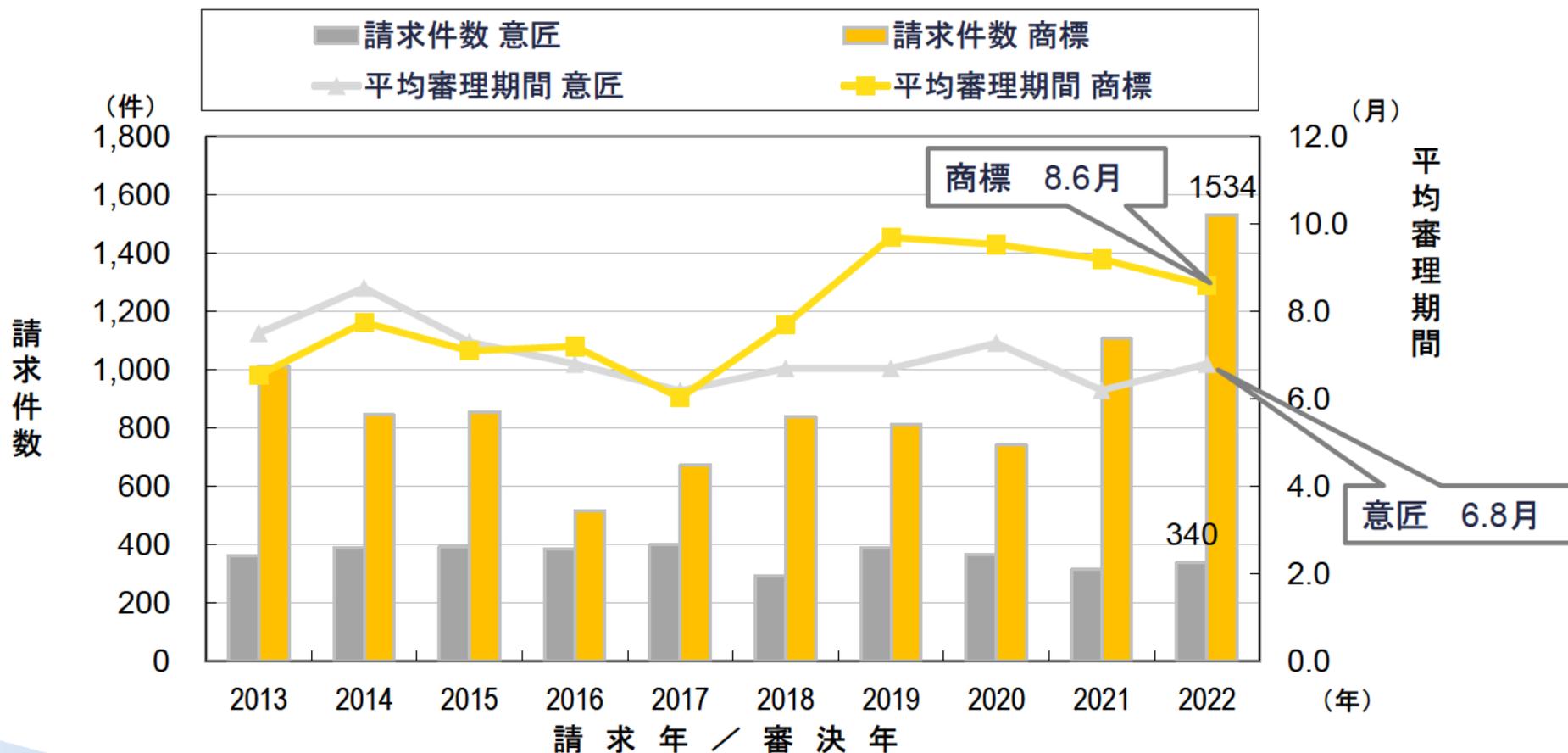


注1：部門移管件数：前置審査を経て審判部に移管された事件

注2：平均審理期間：審判請求日（※）から、審決の発送日、取下げ・放棄の確定日又は却下の発送日までの期間の平均  
 （※）前置審査に係る事件については審理可能となった日（部門移管日）

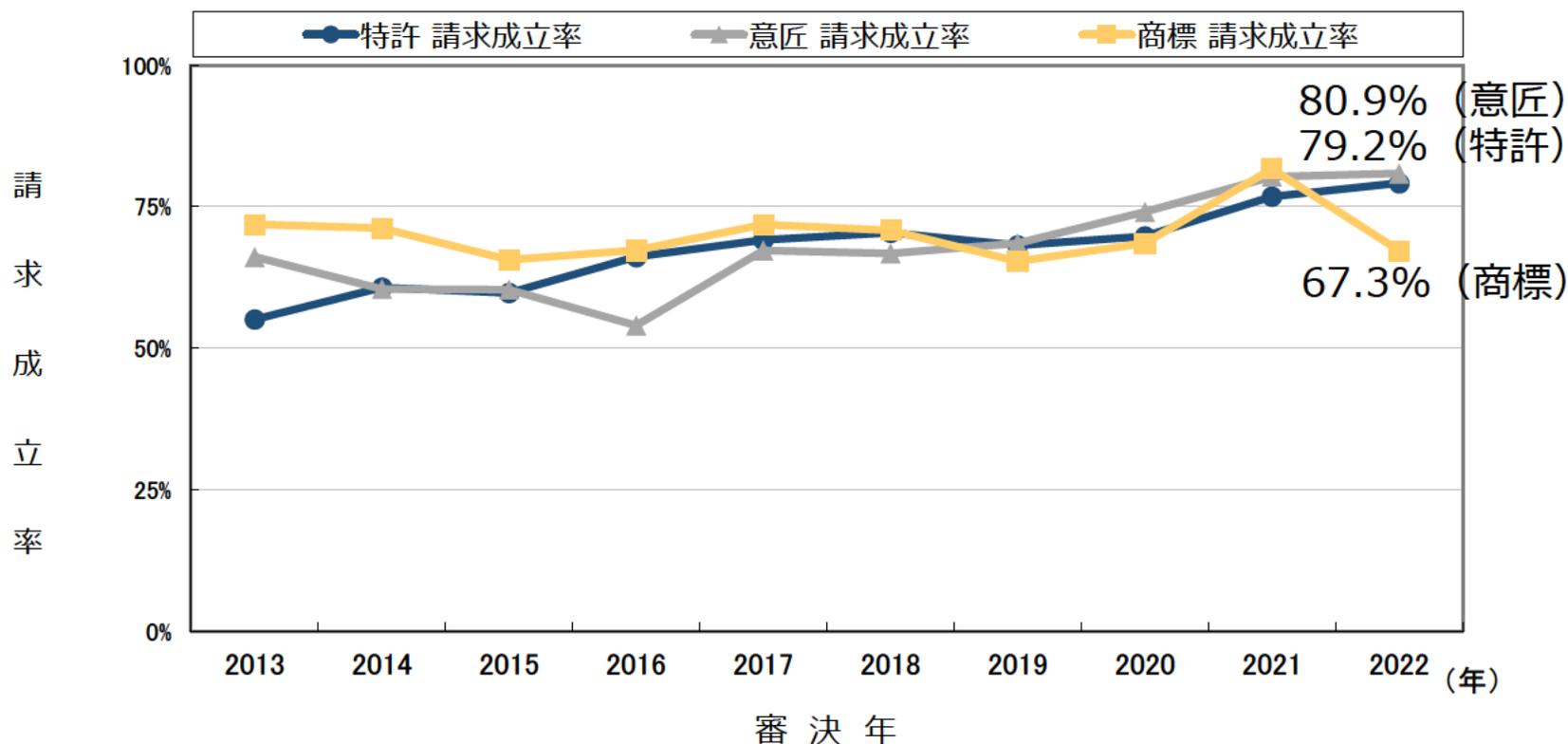
# 拒絶査定不服審判 請求件数と審理期間の動向（意匠・商標）

- 意匠の請求件数は、ほぼ横ばいで平均すると約360件
- 商標の請求件数は、近年増加傾向で、2022年は約1500件
- 2022年の平均審理期間は、意匠が6.8月、商標が8.6月



# 拒絶査定不服審判 審判請求成立率

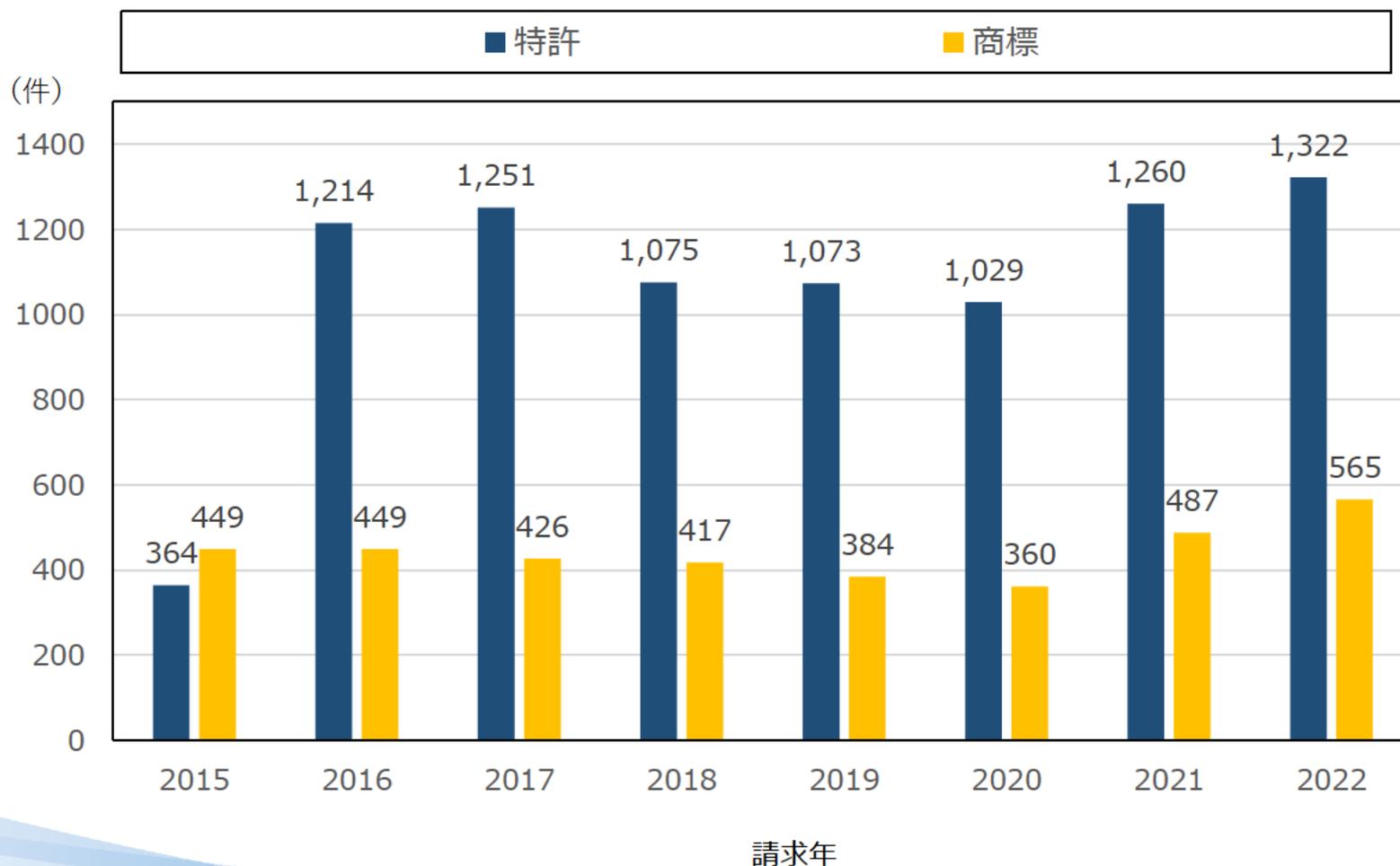
- 特許の請求成立率（審査官の拒絶査定を取り消した割合）は、近年緩やかに上昇し、2022年は79.2%
- 商標の請求成立率は、変動はあるが、2022年は67.3%



注：請求成立率（%）＝請求成立審決数／（審決件数＋却下件数）  
（特許の請求成立率は、前置審査における特許査定を含まない）

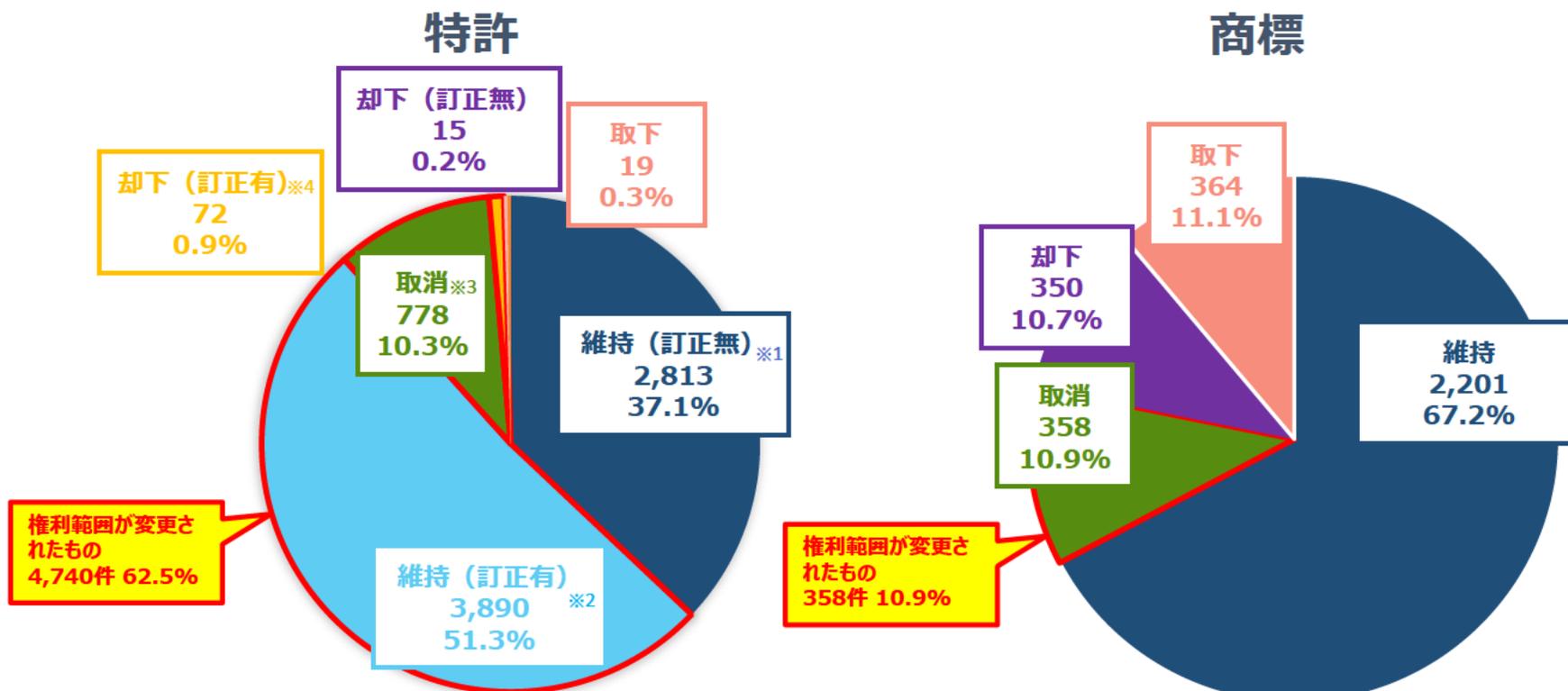
# 異議申立ての状況

- 特許の異議申立件数は1,000件程度で推移
- 商標の異議申立件数は近年増加傾向



# 異議の申立ての状況

- 2015年4月から2022年12月までに最終処分がなされた事件のうち、異議申立てにより権利範囲の変更が生じた割合は、62.5%
- 商標は10.9%が取消となっている



※1 訂正されることなく維持が決定されたもの。

※2 訂正が全て又は一部認められて維持が決定されたもの。

※3 異議対象の請求項の全て又は一部の取消が決定されたもの。

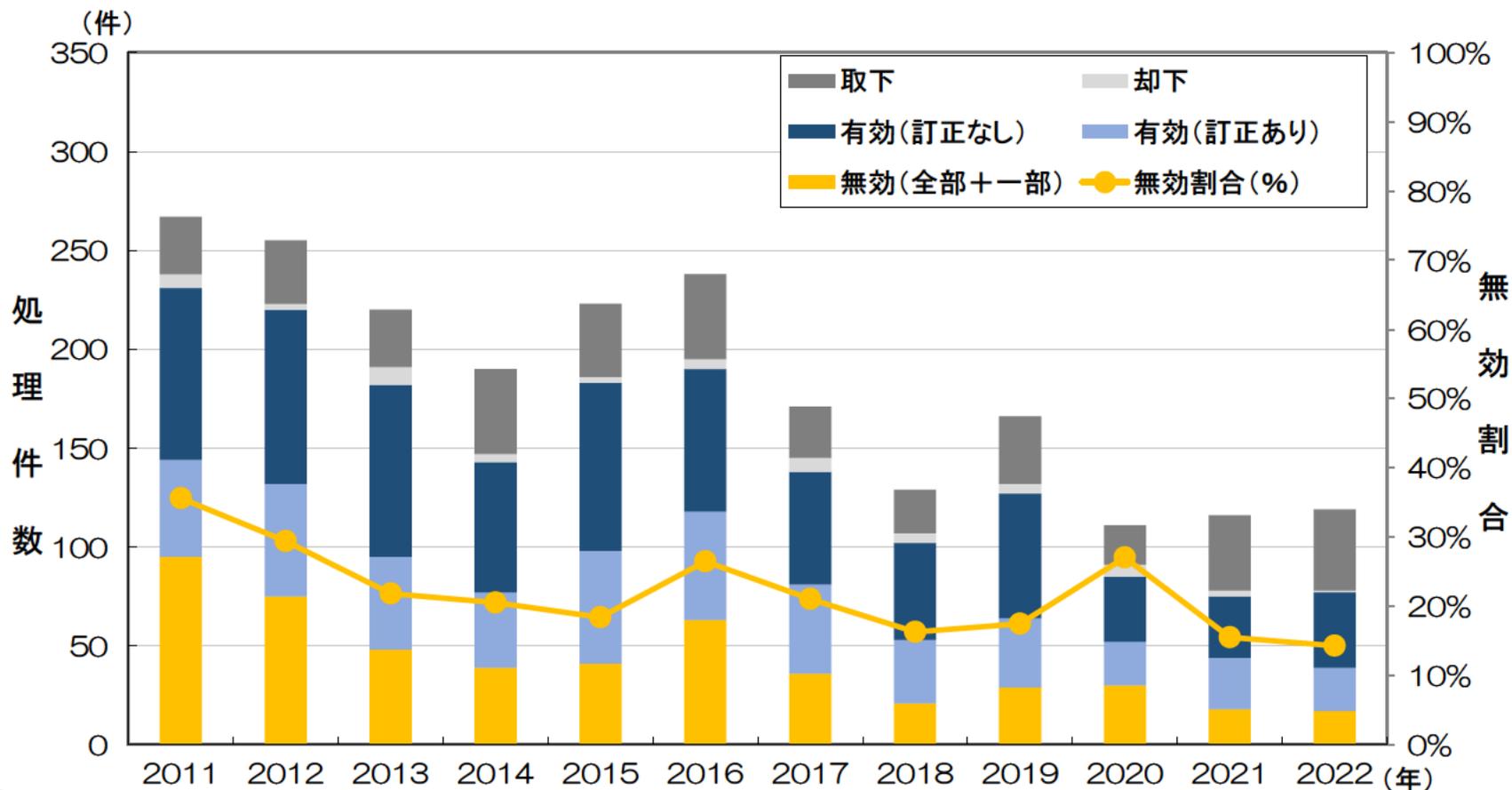
※4 異議申立の対象請求項の全てを削除する訂正が認められて、異議申立が却下されたもの。

ある申請年の維持決定と取消決定の比率は、その申請年の全ての事件が最終処分されるまで確定しない点に留意。

(2022年12月末時点)

# 無効審判（特許・実用） 審理結果の動向

- 特許・実用の無効審判における無効審決（請求成立）の割合は、2011年以降減少し、近年は概ね横ばいで推移
- 2022年において、訂正されることなく有効審決がされるのは32%、無効審決は14%

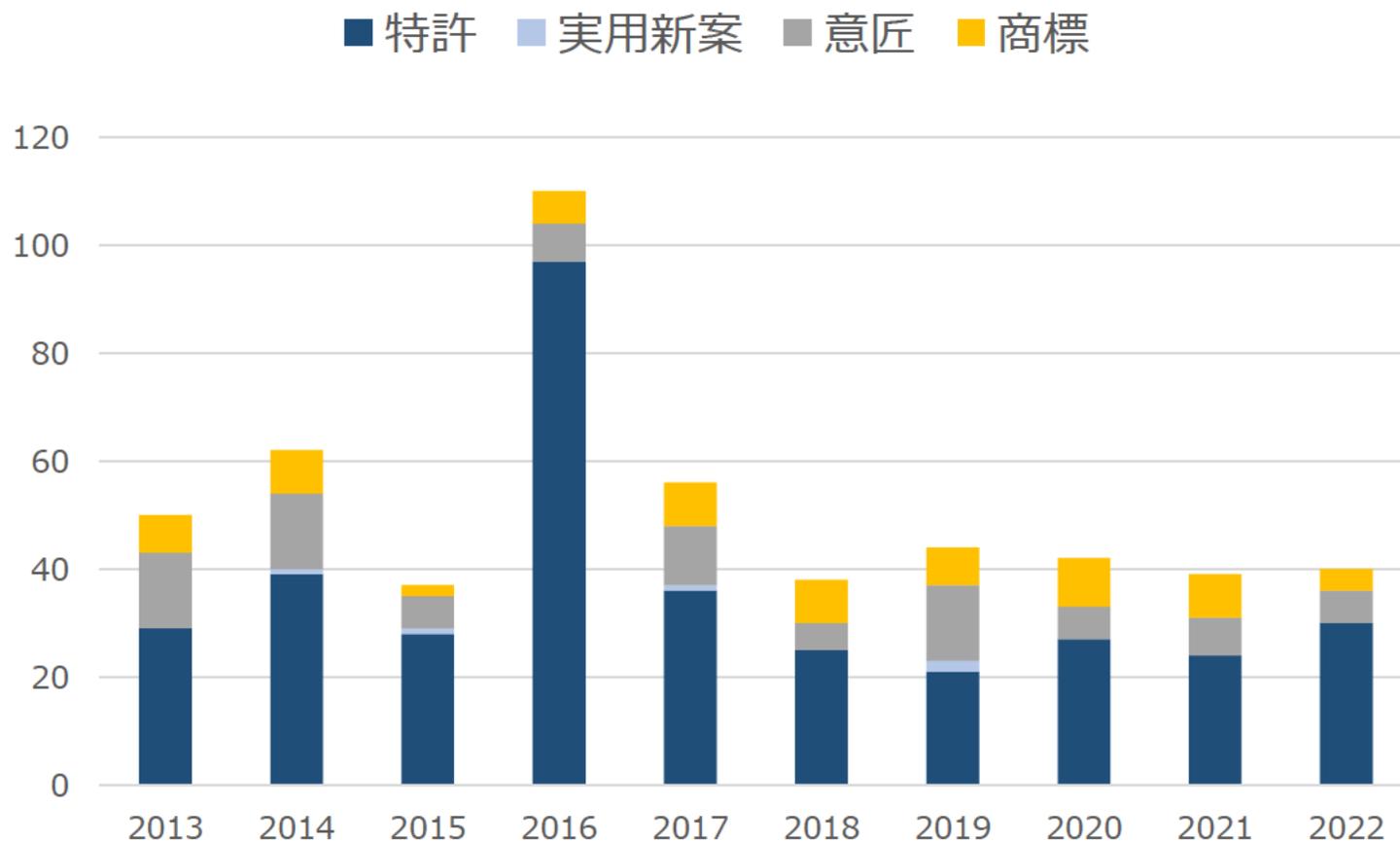


※ 件数＝無効審決(発送日)＋有効審決(発送日)＋却下・取下・放棄(確定日)

無効割合＝無効審決(発送日)／処理件数

# 判定請求の動向

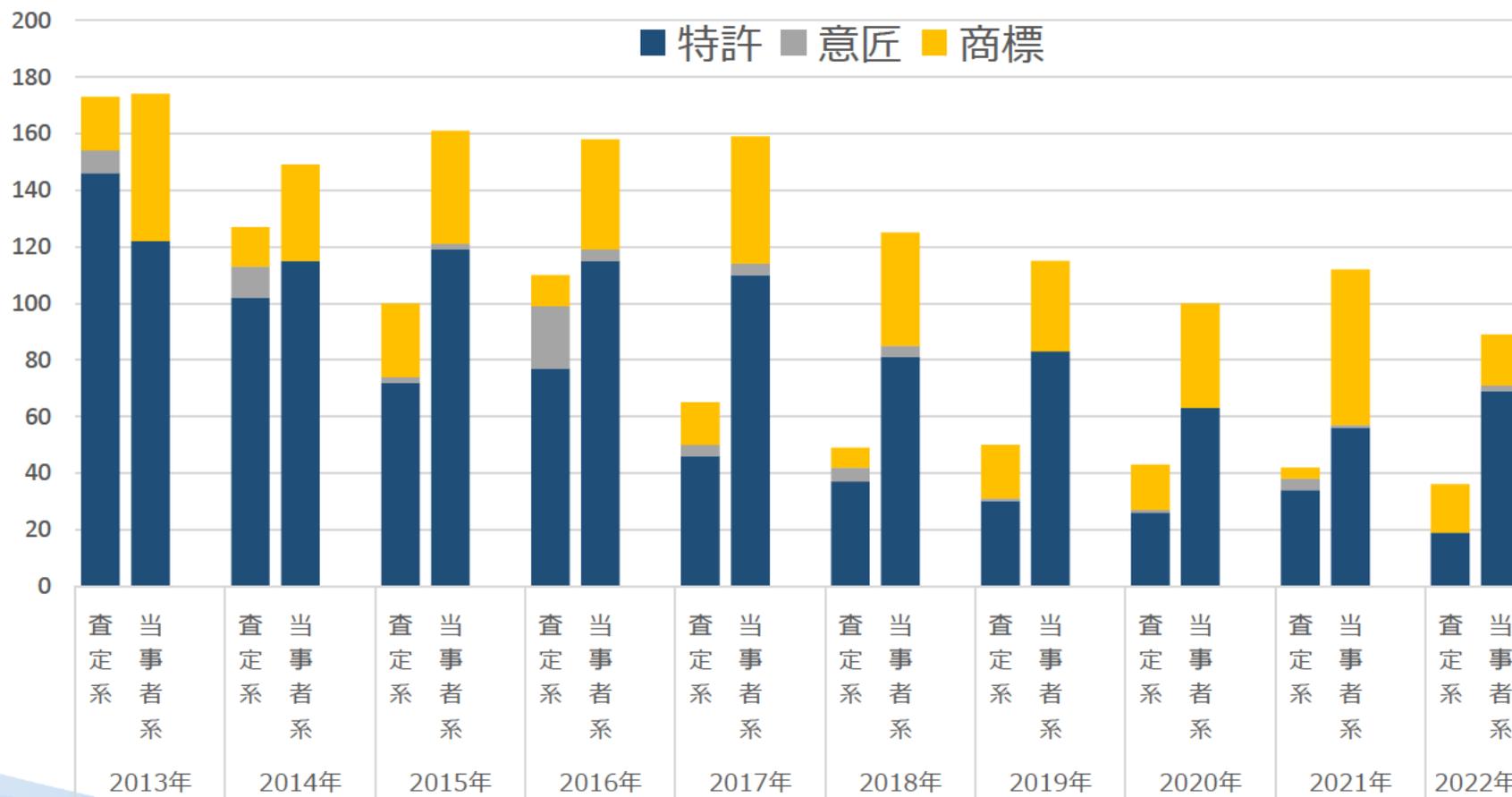
- 特許の判定請求は、近年30件程度で推移
- 意匠・商標についても同様に、10件弱程度で推移



# 審決取消訴訟の動向（特許＋意匠＋商標）

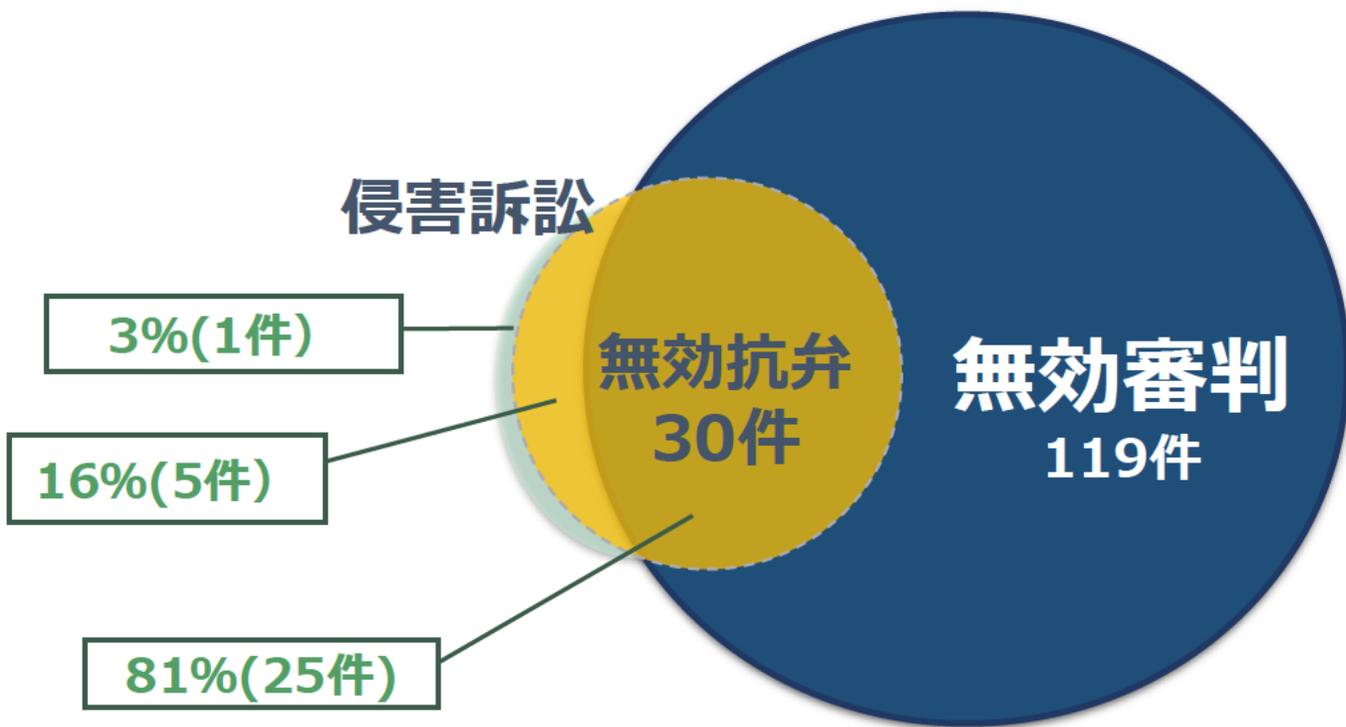
- 審決取消訴訟全体の2013年の件数（347件）に比べて、2022年の件数(124件)は約3分の1に大きく減少

[出訴件数]



## 侵害訴訟と無効審判

- 判決日が2022年の特許侵害訴訟において、無効抗弁と無効審判が提起されたものが81%、無効の抗弁のみが16%、無効の抗弁が提起されなかったものが3%



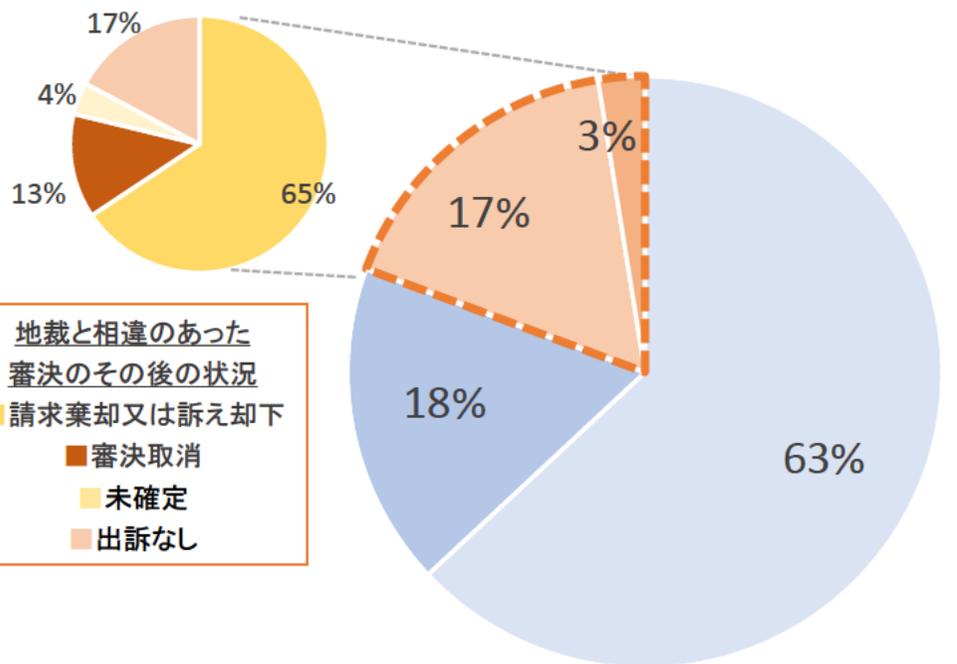
※判決日が2022年の特許侵害訴訟について集計

# ダブルトラックの分析（特許）

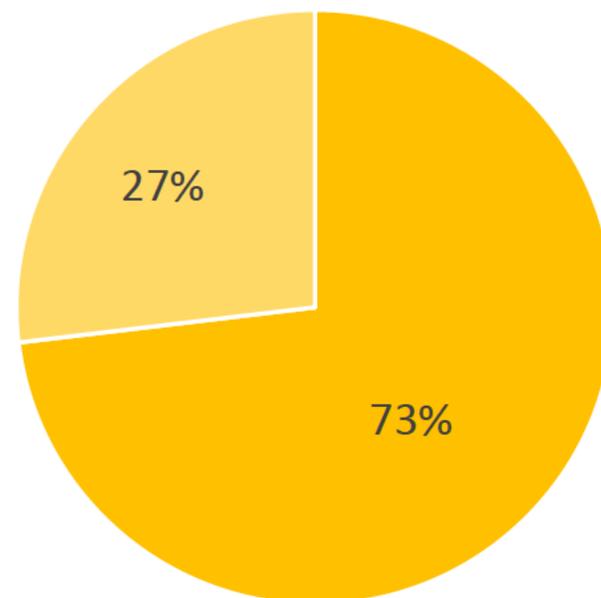
- 無効審判と侵害事件にて有効・無効の判断に至った地裁判決の結論の一致率は81%
- 審決と地裁判決の判断が相違した事件のうち、知財高裁で審決が取り消された割合は13%

注：ダブルトラック：特許の有効性について裁判所と特許庁の両方が独立して判断

無効審判と判決（無効の抗弁）の判断の一致率



審決と判決（無効の抗弁）の判断の先後



■ 一致：庁○、地裁○   ■ 一致：庁×、地裁×  
 ■ 相違：庁○、地裁×   ■ 相違：庁×、地裁○  
 ○ = 権利有効、× = 権利無効

■ 審決（予告含む）が先   ■ 審決が後



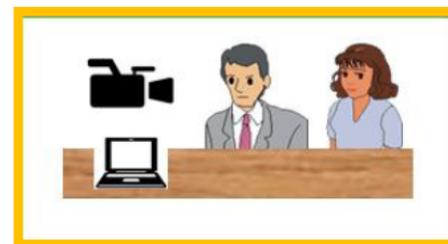
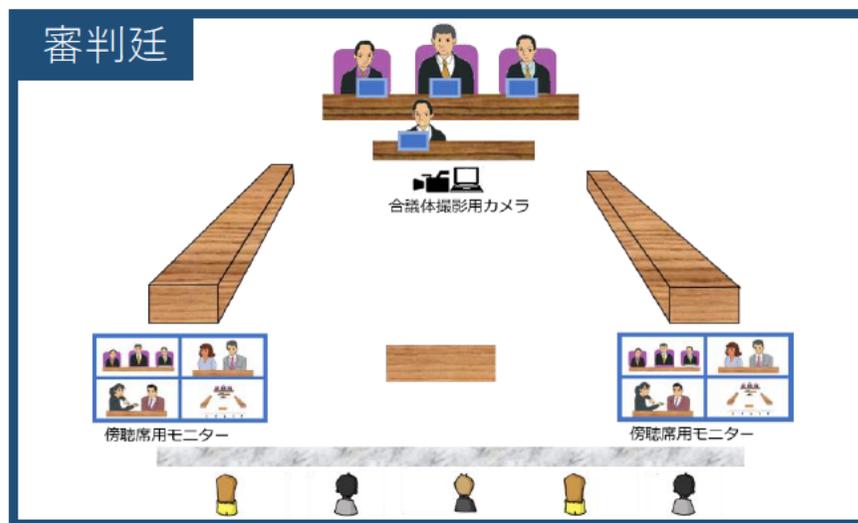
## オンライン・デジタル化の推進

# オンライン口頭審理（1）

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けることなく口頭審理を実施することができ、かつ、遠方の当事者等が審判廷に出頭することなく口頭審理に関与できるよう特許法等を改正（2021年10月施行）
- 当事者等はウェブ会議システムを用いて口頭審理に関与可能。また、審判長は、全ての当事者等の同意を条件として、当事者等の関係者に対する動画配信(オンライン配信)を認めることが可能



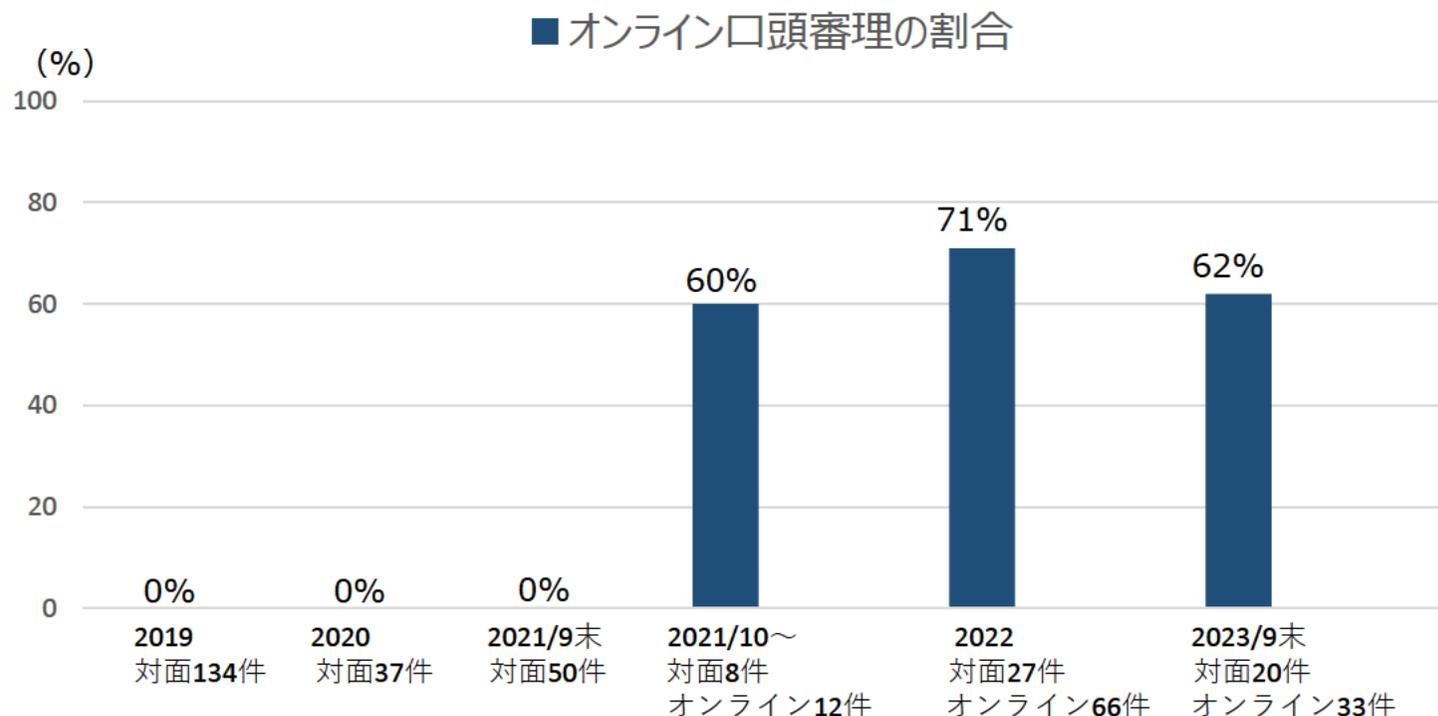
遠隔参加する審判請求人  
(審判請求人企業会議室)



遠隔参加する権利者  
(権利者企業会議室)

## オンライン口頭審理（２）

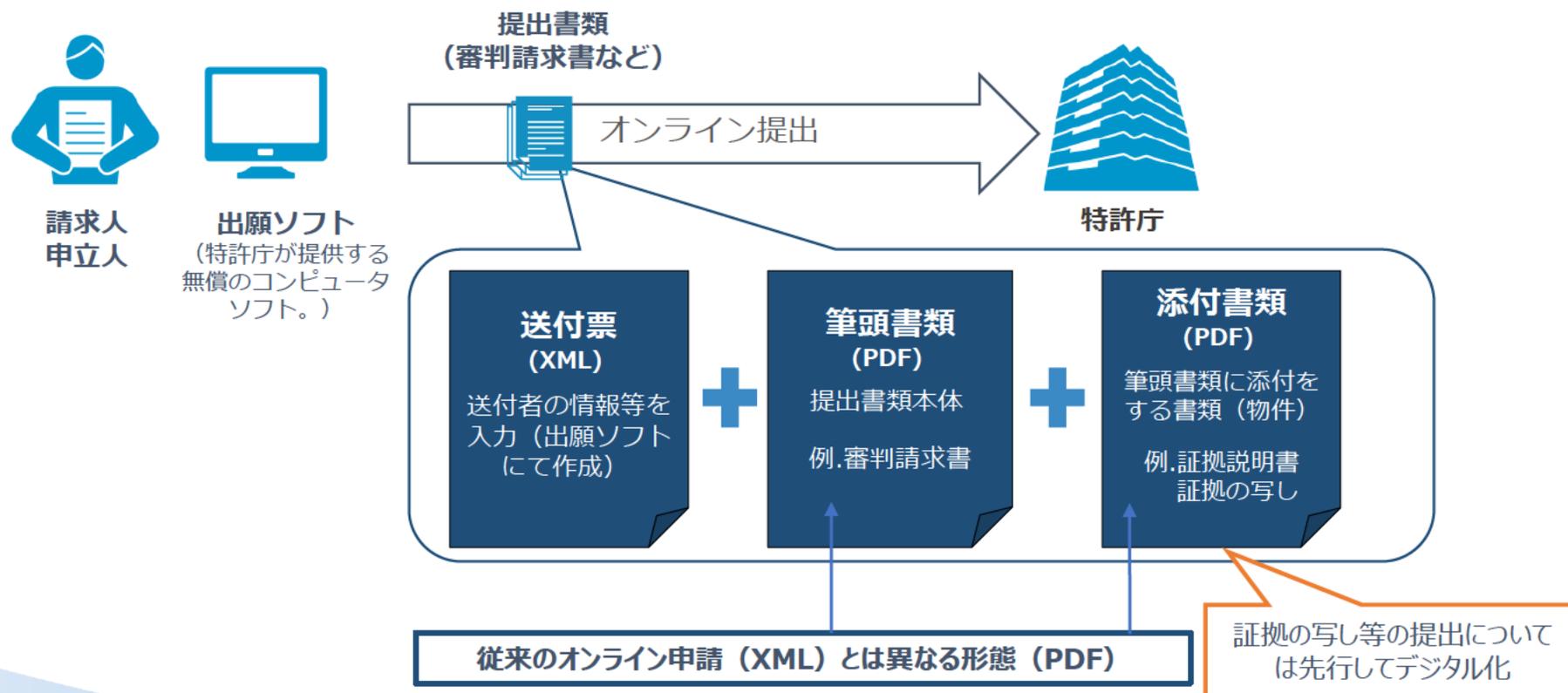
- 2021年10月の運用開始から2023年9月末までの期間における口頭審理全体の件数は、167件であり、うちオンライン口頭審理は115件（割合は67%）



※2019年は巡回審判の特許・実用（21件）を含む

# 申請手続のデジタル化

- 審判事件における特許庁に対する書面提出については、現状、オンラインで行うことができないものがある（無効審判、異議申立における書面提出等）
- 2024年1月には、送付票 + PDFで提出可能となる予定（紙による提出は継続）



# One JPOへの取組

- 令和5年5月に分散されていた審判部を特許庁本庁舎へ集約  
(意匠・商標・事務の一部は令和7年度中旬を目処に移転)
- 特許庁ではテレワーク・フリーアドレス・ペーパーレス化を推進





**運用改善・情報発信・国際連携**

# 一事不再理に関する審判便覧の改訂（2023年）

- 第47回及び第49回特許制度小委員会において、「一事不再理の考え方の見直しについて」検討が行われ、現状の運用の更なる周知等を行うこととされた
- 一事不再理に関する裁判例及び審判の運用を周知するために、近年の裁判例の追加等を行う審判便覧の改訂を実施（令和5年3月13日）

## 一事不再理とは

- 無効審判等の審決が確定したときは、当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない（審理の蒸し返し防止）。
- 事実又は証拠が実質的に異なれば、2回目以降の無効審判等の請求が可能
- 対象となる審判は、(1)無効審判、(2)延長登録無効審判及び(3)商標登録取消審判

## 改訂の概要

- 「同一の事実及び同一の証拠」の理解を助けるために、これについて判断した裁判例等を追加
- 繰り返し請求される無効審判事件への対応についての記載を追加

2回目以降の無効審判等の請求を検討される際は、一事不再理の対象となるような請求や信義則に反するような主張をすることにより審理の蒸し返しとならないよう、御留意ください。

参考：審判便覧「30-02 一事不再理」

[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/document/sinpan-binran/30-02.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/document/sinpan-binran/30-02.pdf)

# 今後の審判便覧の改訂

- 審判便覧は、法令の制定趣旨、裁判・審決例に示された法令の解釈等について審判部内で統一的な理解がされ、公正かつ的確な審決・決定が行われることを目的として取りまとめたもの
- 今般、オンライン口頭審理が開始されたこと等、審判便覧第19版以降の法改正を踏まえ、審判便覧の改訂を行うにあたり意見募集を実施
- 主な改訂事項
  1. 令和6年1月より開始される電子特殊申請について記載
  2. 除斥事由について整理
  3. オンライン口頭審理についての項目の追加
  4. 無効審判に関する運用の明確化
  5. 判定・裁判所からの鑑定の嘱託の運用の明確化
  6. 特許異議の申立ての運用の明確化 など
- 意見募集期間  
令和5年10月11日～令和5年11月13日



審判便覧第20版に対する意見募集の実施について

[https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/231011\\_shinpan-binran.html](https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/231011_shinpan-binran.html)

# 審判実務者研究会

- 2006年度から開催。実際の審決及び判決を分析し、その分析結果を今後の審判実務にフィードバックするとともに、分析結果を広く周知することによって、審判制度ユーザーと審判実務に対する理解を共有することが目的
- 産業界、弁理士、弁護士及び審判官の他、知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所の裁判官がオブザーバーとして参加
- 2023年度は、特許4分野、意匠1分野、商標1分野の計6分野の事例研究を実施
- 研究結果をとりまとめた報告書(日・英)を作成し、特許庁ウェブサイトにて公表

## 特許分野のトピックと論点の一部（2022年度）

### （機械分野）

- ・数値限定発明におけるサポート要件
  - (1) 数値限定発明におけるサポート要件の判断方法について
  - (2) どの程度の実施例が明細書に必要なかについて

### （化学分野）

- ・特許請求の範囲の記載だけからでは、一義的に明らかとはいえない特定事項の明確性要件はどのように判断されるべきか
- ・新規性判断における内在特性について

### （電気分野）

- ・相違点がビジネス方法、ゲームのルールや取決めに関する事項である場合の進歩性の判断について

# 国際連携

- 各国・地域の知財庁等との定期会合や意見交換
- 日中韓審判専門家会合（2023年12月予定）
- 日韓審判専門家会合：日韓の審判制度についての意見交換（2023年9月）
- **インド・太平洋司法協議会**：インド太平洋地域の司法関係者が一同に会し、知財・イノベーション・技術について議論（2023年7月）



インド・太平洋司法協議会  
(2023年7月)



日韓審判専門家会合  
(2023年9月)

# 国際知財司法シンポジウム

- 特許庁、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの共催により、各国知財司法関係者を集めて「国際知財司法シンポジウム」を2017年より毎年開催
- 2017年度、2019年度、2021年度、2023年度 : 日中韓 + ASEAN等  
2018年度、2020年度、2022年度 : 日米欧



国際知財司法シンポジウム2022



国際知財司法シンポジウム2021

ありがとうございました

---

特許庁審判部長

安田 太

